

資料 No. 1

第12号議案

福井県立学校職員定数条例および市町立学校 県費負担教職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校職員定数条例（昭和31年福井県条例第42号）および市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和31年福井県条例第43号）の一部を改正する。

平成26年6月4日提出

教育長 林 雅 則

提案理由

配偶者同行休業制度の創設に伴い、同休業をしている職員を福井県立学校職員または市町立学校県費負担教職員の定数外としたいので、この案を提出する。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

福井県立学校職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十二号）

改 正 案

現 行

(定数)
第三条 (略)

2 次に掲げる職員は、前項の定数外とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている職員

二 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている職員

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員

3 (略)

附 則

この条例は、平成二十六年七月十日から施行する。

(定数)
第三条 (略)

2 次に掲げる職員は、前項の定数外とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている職員

二 地方公務員法第二十条の二第一項の規定により育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員

3 (略)

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十三号）

改 正 案

現 行

（定数）
第三条 （略）

（定数）
第三条 （略）

2 次に掲げる職員は、前項の定数外とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている職員

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている職員

二 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている職員

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員

3 （略）

3 （略）

附 則

この条例は、平成二十六年七月十日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律について (配偶者同行休業制度)

総務省

公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者同行休業制度）を創設するもの

経緯・理由

・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」とこととされ、その具体策の一つとして「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられた。

・人事院の意見の申出（平成25年8月8日）を受け、国家公務員について、配偶者同行休業制度を創設するための法律案を検討

⇒ 地方公務員についても、公務員の休業に関する制度として国と地方の権衡を図る観点から配偶者同行休業制度を設ける。

概要

(1)休業の事由

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすること

(2)休業の申請及び承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる

(3)休業の期間

3年を超えない範囲内において条例で定める期間
(当該期間の範囲内であれば1回の延長可)

(4)休業の効果

職を保有するが職務に従事せず、給与は支給しない

(5)施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日